

佐賀県公共建築工事単価等決定基準

佐賀県県土整備部建築住宅課

佐賀県公共建築工事単価等決定基準

(適用)

- 1 この基準は、「佐賀県公共建築工事積算基準」における単価及び価格等の決定に適用する。なお、この基準により難い場合は、工事内容等に応じて適切に処理するものとする。

(用語の定義)

- 2 単価及び価格等に関する用語の定義は下記による。

(1) 材料価格等

材料価格等とは、建築工事の積算に用いる材料価格及び機器類価格の、設計基礎単価、物価資料等の掲載価格及び見積書の見積価格をいう。

(2) 複合単価

複合単価とは、「公共建築工事積算基準（国土交通省）」に規定する「公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）」及び「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（営繕積算システム等開発利用協議会）」に基づき計上した「材料価格+機器類価格+労務費+機械器具費+仮設材費+運搬費+その他」の施工単位当たりの費用をいう。佐賀県で作成している、建築工事、電気設備工事、機械設備工事毎の「標準単価表」もこれに含める。

(3) 市場単価

市場単価とは、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格で、物価資料等に掲載された「建築工事市場単価」をいう。佐賀県では物価資料等の掲載価格を参考として「標準単価表（市場単価編）」を作成している。また、物価資料等にない市場単価について、物価資料等の掲載単価を補正して同様に作成している。

(4) 物価資料等

物価資料等は次のいずれかをいう。

- ア 月刊建設物価 ((財)建設物価調査会)
- イ 季刊コスト情報 ((財)建設物価調査会)
- ウ 月刊積算資料 ((財)経済調査会)
- エ 季刊建築施工単価 ((財)経済調査会)

(5) 見積書

見積書とは、専門工事業者・メーカー・商社等（以下、「専門業者等」という。）から徴収したものという。

(6) 歩掛り

歩掛りとは、単位工事量に対する所要数量の数量と労務数量のことをいう。

(設計基礎単価表、物価資料等及び見積書による材料価格等の決定基準)

- 3 材料価格等を、設計基礎単価表、物価資料等及び見積書により決定する場合は、原則として次による。

(1) 設計基礎単価による材料価格等の決定

- ア 積算を実施する時点での最新の単価表を使用する。
- イ 単価表内の別図による建設地域（7地区）により単価を決定する。

(2) 物価資料等による材料価格等の決定

- ア 積算を実施する時点での最新号の物価資料等を使用する。
- イ 物価資料等に掲載地区が詳細に設定されている場合は、建設地に最も近い地区の材料価格等を採用する。
- ウ イの地区に掲載のない場合は、「佐賀」・「福岡」・「大阪」・「東京」の優先順位により材料価格等を採用する。
- エ 物価資料等に掲載されている同地区の材料価格等は、平均値を採用する。ただし、物価資料等のいずれかひとつにしか掲載のない場合は、その材料価格等を採用する。
- オ 掲載単価が公表価格の場合や専門業者等の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率で割り引く。

(3) 見積書による材料価格等の決定

- ア 見積書を徴収する場合は、形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・納入場所などの条件を提示して、専門業者等に依頼する。
- イ 見積書は原則として3社以上から徴収し、各社統一した内訳とする。内訳一式計上は出来るだけ避け、分析できる内容のものとする。
ただし、特殊資材の見積など3社以上の徴取が困難な場合、又は、3社以上に依頼したが見積提出が3社に満たない場合については、3社未満の見積により価格決定をすることができる。
- ウ 次の①又は②の方法により算出したもののうち、最も低い価格（複数の品目をまとめて見積りを徴収した場合においては、価格×数量の合計額を比較し、最低額の専門業者等の価格）を採用する。
ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

- ① 徴収した見積書の価格に、実勢を考慮した率で減じた価格
- ② 「標準単価表」に、使用しようとする規格品掲載がないが同種品目類似規格品がある場合は、使用規格品及び類似規格品の見積書を徴収し、次式により算出した価格

$$A = B / B' \times C$$

- A : 使用規格品の算出価格
- B : 標準単価表に掲載している類似規格品の材料単価
- B' : 標準単価表に掲載している類似規格品の見積書の価格
- C : 使用規格品の見積書の価格

(単価の適用時期)

4 各単価表の改定時期及び適用時期は、原則として次による。

(1) 標準単価表

年度毎に改定するものとし、その適用は7月1日とする。

(2) 標準単価表（市場単価編）

物価資料等の公表時期に合せ四半期毎に改定するものとし、その適用はできるだけ速やかに行うものとする。

(3) 設計基礎単価表

物価資料等の公表及び調査時期に合せ半期ごとに改正するもとし、その適用は4月10日、10月30日とする。

(材料価格等採用の優先順位)

5 積算に当たって数量に乘じる材料価格等及び複合単価の作成に用いる材料価格等は、次の優先順位により採用する。

- ① 設計基礎単価表
- ② 物価資料等
- ③ メーカーカタログ等
- ④ 見積書
- ⑤ 独自その他

(複合単価と市場単価の適用区分)

6 複合単価と市場単価を適用する工事種類の区分は次による。

(1) 複合単価の適用工種

(2) 以外の工種については、複合単価を適用する。

(2) 市場単価の適用工種

次の工種については、市場単価を適用する。

建築工事・・・土工事（建設発生土運搬を除く機械土工）、鉄筋工事（加工組立・圧接）、コンクリート工事（打設・圧送）、型枠工事、防水工事（アスファルト防水）、シーリング工事、金属工事（軽量鉄骨下地）、左官工事（左官・吹付け）、ガラス工事、塗装工事、内外装工事（内装ボード・内装床）

電気設備工事・・配管工事（電線管・線び類・位置ボックス・プルボックス・ケーブルラック・防火区画貫通処理）、配線工事（絶縁電線・絶縁ケーブル）、接地工事（接地極）動力設備（電動機その他接続材）

機械設備工事・・保溫工事（配管類・ダクト類）ダクト工事、チャンバー・組立チャンバー・ボックス工事、既製品ボックス取付費、吹出口・吸込口・測定口・ベントキャップ・ダクト用点検口、排煙口・ダンパー取付費、衛生器具設備（大便器類・小便器類・洗面器・手洗器・付属品等）

(単価の採用方法)

7 積算に当たって数量に乘じる単価は、次により決定する。なお、単価の適用に際しては、施工規模及び施工条件を十分に考慮して採用する単価を決定するものとする。

(1) 複合単価適用工種の単価

複合単価適用工種の複合単価等は、原則として次の優先順位により採用する。なお、物価資料等の「材工共」単価及び見積書の決定方法は、材料価格等に準ずる。

ア 「標準単価表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」

イ 材料価格等を用いて「公共建築工事標準単価積算基準」等に基づき作成する複合単価

ウ 物価資料等の「材工共」単価

エ 見積書

(2) 市場単価適用工種の単価

市場単価適用工種の市場単価は、「標準単価表（市場単価編）」を採用する。

(3) 工事量が僅少等の取扱い

工事量が僅少の場合、工事場所が点在する場合、工程上連續作業が困難な場合等の単価は、3(2)による見積書の他、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

(歩掛り)

8 複合単価の算定に用いる歩掛りは、「公共建築工事積算基準」の「公共建築工事標準単価積算基準」に定める歩掛り、及び「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」を標準とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等を考慮した割増を含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、「公共建築工事標準単価積算基準」の表3-1-1～表3-1-3に示す工種毎の率の中間値+1%※を用いる。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。

(設計変更における単価及び価格の適用)

9 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は以下による。

(1) 当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、当初設計の工事費内訳書に種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員（総括監督員が任命されていない場合にあっては、主任監督員）の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

(2) 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格のうち、見積書による材料価格等を採用する場合は、受注者1者の見積書により単価決定をすることができる。

(その他)

10 設計基礎単価表、複合単価、市場単価、物価資料等単価及び見積書による材料価格等の有効桁数の取扱いは下記による。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 千円以上の場合：有効上位3桁とする。

(2) 千円未満の場合：十円単位とする。

(3) 百円未満の場合：一円単位とする。

(4) 別紙明細にて算定した金額は、内訳書に円単位として一式計上する。

附 則

この基準は、平成21年7月10日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年11月22日から適用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 10 月 30 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 7 月 6 日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告を行うものから適用する。